

議案第88号

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する 条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (趣旨) 第1条 (略) <u>(法第33条第3項の規定による公園等の設置に係る制限の緩和)</u> | (趣旨) 第1条 (略) |
| 第2条 法第33条第3項の規定による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。） <u>第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の最低面積は、1ヘクタールとする。</u> | |
| (法第33条第4項の規定による最低敷地面積) 第3条 (略) <u>(法第34条第11号の規定による区域の指定)</u> | (法第33条第4項の規定による最低敷地面積) 第2条 (略) <u>(法第34条第11号の規定による区域の指定)</u> |
| 第4条 (略) <u>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</u> | 第3条 (略) <u>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</u> |
| 第5条 (略) <u>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</u> | 第4条 (略) <u>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</u> |
| 第6条 法第34条第12号の規定に | 第5条 法第34条第12号の規定に |

| | |
|--|--|
| <p>より、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p> <p>(7)・(8)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等）</p> <p><u>第7条</u> (略) (委任)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> | <p>より、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた建築物（<u>都市計画法施行令</u>（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。）又は第一種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p> <p>(7)・(8)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等）</p> <p><u>第6条</u> (略) (委任)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> |
|--|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。
- （羽生市企業立地促進条例の一部改正）

3 羽生市企業立地促進条例（平成22年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するとときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 適用区域 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第8号）<u>第6条第1項第1号</u>に規定する土地の区域であって、平成17年羽生市告示第57号において市長が指定した土地の区域をいう。</p> <p>（2）～（6） （略）</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 適用区域 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第8号）<u>第5条第1項第1号</u>に規定する土地の区域であって、平成17年羽生市告示第57号において市長が指定した土地の区域をいう。</p> <p>（2）～（6） （略）</p> |

令和6年11月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明